

令和2年4月8日

会員各位

道 友 協 会
道 鍼 会
会長 田畑興介
理 事 会 一 同

政府による緊急事態宣言発令下における施術所運営について

各位におかれましては、平素より道友グループの運営にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルスの猛威による施術所の運営難や、自粛休院された場合の資金調達等、ご心労いかばかりかとお察し申し上げます。

各位、既にご承知のとおり、令和2年4月7日に新型コロナウイルスの感染拡大による特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が政府より発令されました。

それを受けて、該当7都府県の知事は「緊急事態措置」を発令しております。大阪府では、府内の施設については、現段階では、使用制限などの要請は行わず、外出の自粛要請の効果を見極めたくうえて、対応を検討するとしております。また、兵庫県では、感染者が多数発生している神戸市や阪神間地域などの県南部と、感染者が出ていない県北部の但馬地域では呼びかけのレベルを分ける考えを示しており、同じ県内でも対応の違いが生じるようです。さらに、東京都では使用制限要請の対象施設について国と擦り合わせを行い4月10日に発表するとしております。

これらのように、都道府県によって対応が異なるなか、我々が運営する、あはき・柔道整復の施術所はどのような対応をすべきでしょうか。

宣言後、該当7都府県の知事が住民の外出自粛要請などの措置を講じておりますが、法的強制力のない、あくまで「要請」であって、「強制」にまで及ぶことは不可能となっております。また、あはきによる施術を待ち望んでおられる患者様もおられることでしょうか。外傷を患っておられる患者様は毎日の管理、施術が必要です。何より、患者様の健康に配慮しつつ、各位も生活を継続していかなければなりません。

あはき・柔道整復の施術所は、公衆衛生学を履修し感染症対策の知識を兼ね備えた国家資格者が運営する場所です。また、本日、現在の該当7都府県の使用制限要請の対象施設の例示に鑑みれば、「鍼灸院」や「接（整）骨院」を特定の業種として指定しているわけではありません。

よって、当会から一国一城の主である各位に対し、施術継続要請や自粛要請をする立場にないとの緊急理事会での決議から、継続や自粛のご判断は各位施術所の運営方針に委ねさせて頂くべきとの結論に至っております。

五里霧中、守備的な闘いが予想されますが、止まない雨はありません。各位、健康にご留意され、この難局に打ち勝ち、講習会等で再会できる日が訪れますよう切に願っております。